

平成 20 年 3 月 27 日

労働基準監督署の是正勧告に対する是正処置と再発防止について

応 用 地 質 株 式 会 社
代表取締役 社長 間宮 清

平成 20 年 2 月 14 日に東京証券取引所に開示し、弊社ホームページでもお知らせしましたように、平成 20 年 1 月 9 日に、土浦労働基準監督署から時間外労働管理に関する是正勧告および指導を受けました。

この是正勧告は弊社一般従業員 1 名に、指導は当該事業場に対するものでしたが、これまで労使協調のもとで進めてきた当社の労務管理制度について、労働基準監督署からは是正勧告および指導を受けたという事実を重く受け止め、労働組合の協力を得て、現在の労務管理制度をより適正な制度に見直すことに全力を挙げております。

このような、労務コンプライアンスに関わる問題を起こしたことにつきまして、ここに改めて深くお詫び申し上げますとともに、弊社の是正処置の内容と今後の再発防止策についてお知らせいたします。

1. 一般従業員のうち、当該事業場だけではなく対象となる従業員全員について、過去 2 年間の労働実態調査を行っており、平成 20 年 3 月末時点での実態に応じて、不足する賃金の清算を平成 20 年 6 月に行う予定です。清算する概算金額などにつきましては、平成 20 年 2 月 14 日に東京証券取引所に開示した「平成 19 年 12 月期 業績予想（連結、個別）の修正及び特別損失の計上に関するお知らせ」のとおりです。
2. 労働組合と協定した法令に適合するより適正な労務管理制度を、平成 20 年 3 月末までに全国の対象労働基準監督署に届出を行い、平成 20 年 4 月 1 日から運用します。
3. 社内処分につきましては、会社法や弊社企業行動指針（平成 15 年 10 月制定）をはじめとする社内規則に則り、労務コンプライアンスに関する経営者の責任として、代表取締役をはじめとする弊社常勤取締役 9 名全員に対する減俸処分（10%、3 ヶ月間）を平成 20 年 3 月 26 日付けで実施いたしました。
4. 再発防止策としては、平成 20 年 1 月に設置した労務コンプライアンス委員会、労働組合との定期的な事務折衝、全事業所で開催する労使による衛生委員会、労務問題などの相談窓口などにより、社内の労務実態を迅速かつ的確に把握し、労務コンプライアンス問題が生じないよう適切な労務管理を行います。

今回のような、労務コンプライアンスに関わる問題を二度と起こさないために、上記の再発防止策を確実に実行するとともに、誠実でかつ健全な会社経営を実践していく所存です。

関係各位におかれましては、今後ともこれまで以上に、ご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以 上